

宮城県野鳥の森自然観察センター管理業務仕様書

(1) 運営体制について

指定管理者は、センター運営を統括する運営管理者及び運営業務の履行確保上、必要な職員（センター運営（展示解説業務等）に係る有資格者等を要する場合は、当該有資格者を含む。）を適正数配置し、施設全体の運営を行うものとします。

(2) 施設の利用許可（入館）及び減免について

ア 指定管理者は、条例第9条第1項の規定に基づき利用料を納付した者及び条例第11条の規定に基づき、利用料を免除した者並びに利用料が無料の者を適切に判断の上、入館させ、各々の利用者を把握するものとします。

イ 利用料金の全部又は一部を免除する場合はあらかじめ基準を定め、知事の承認を得る必要があります。

ウ 入館時の入館券（個人・団体用）や利用料免除に係る申請、承認等の様式については、指定管理者が適宜定め、作成するものとします。

(3) 自主事業について

自主事業は、利用促進や自然保護思想の普及啓発等を目的とした各種自主事業を、積極的に企画・実施するものとします。

（自主事業実施例）

○野鳥の森を利用した自然観察会、自然体験会等

○小中学生を対象とした自然学習活動

○施設を利用した展示や写真展

(4) 野鳥の森の維持管理業務について

野鳥の森の維持管理業務の仕様については、下記のとおりです。

なお、やむを得ない事情により第三者に当該業務の一部を委託する必要があるときは、事前に宮城県に協議するものとします。

ア 観察路及び連絡路の整備業務について

観察路及び連絡路の刈り払い、枯木・倒木処理を、総延長7,750m×路両幅2mの範囲内で行うものとし、施工箇所は事前に宮城県と協議するものとします。

イ 野鳥の森内の巡視業務について

観察路等及び案内板、解説板、方向指示標、位置標等（以下「案内板」という。）の状況について把握するとともに、利用者の安全の確保や不正行為を防止します。年35日（4月1日、5～10月 各4日、11～3月 各2日）の巡視日数とします。

ウ 観察路、観察舎及び案内板等の維持管理及び補修業務について

観察路、観察舎及び案内板等の維持管理を行うものとします。なお、補修業務については、応急措置及び緊急を要する補修を除き、補修方法及び工事内容等については、事前に宮城県と協議するものとします。

(5) 施設全体の維持管理業務

指定管理者は、センターの適正な運営を図るため、次に掲げるセンターの維持管理業務について「事業計画書」に記載し、適切な維持管理を行うものとします。

次のアからセの業務については、第三者に委託することができます。ただし、やむを得ない事情により前記以外の業務を第三者に委託する場合は、事前に宮城県に協議が必要です。

作業基準等は別紙のとおりです。

(業務名)

ア センター清掃業務（建物周辺の草刈、枝打ちを含む。）

イ 消防用設備保守点検業務

ウ 空調設備保守点検業務

エ 受水槽清掃業務及びオイルタンク清掃

オ 自家用電気工作物保安管理業務

カ 浄化槽維持管理業務

キ 保安警備業務

ク エレベータ及び自動ドア保守点検業務

ケ 建築基準法第 12 条第 4 項に定める点検業務（空調設備、排煙設備、給水設備及び排水設備、非常用照明装置）

コ 展示機器保守点検業務

サ 燻蒸業務

シ 除雪作業業務

ス 建物、設備及び貸与物品の軽微な修繕業務

セ 観察路等、観察舎及び案内板等の維持管理・補修及び小規模な災害の発生による補修工事、遊歩道・連絡路付近で発生した倒木の処理

(別紙)

【保守点検等業務等仕様書】

業 務 名	目 的	実施期間	内 容
1 清掃管理等業務		R 9.4. 1～ R14. 3. 31	
○館内清掃	館内施設の清掃		○ 日常清掃（2日に1回） 建物内外清掃 ○ 定期清掃（年2回） 窓ガラス清掃、ワックス塗布 作業、照明器具清掃
○浄化槽維持管理保守	装置の機能保全 及び維持管理		定期点検 月 3 回 法定点検 年 1 回 汚泥処理 年 3 回
○オイルタンク清掃	清掃・漏洩検査		清掃・漏洩検査 年 1 回
○空調機器保守点検	保守点検		保守点検 年 1 回 冷暖房切替 年 2 回（6・10月）
○エレベータ保守点検	保守点検		定期点検 年 1 1 回 法定点検 年 1 回
○受水槽清掃	清掃保守		清掃・保守点検 年 1 回 （水質検査 年 3 回）
○消防設備点検	法定点検		外観点検 年 2 回 総合点検 年 2 回
○自動ドア保守点検	保守点検		定期点検 年 4 回
○建築基準法第 12 条第 4 項 に定める点検 （空調設備、排煙設備、給水 設備及び排水設備、非常用 照明装置）	法定点検		年次点検 年 1 回
2 保安警備業務	施設の警備		機械警備（時間外警備） 監視項目 不法侵入 自動火災報知設備
3 電気工作物保守管理	法定点検		定期点検 年 1 2 回 年次点検 年 1 回
4 展示機器等保守点検	保守点検		定期点検 年 1 回
5 除雪作業業務	除雪作業		進入路・駐車場の除雪
6 燻蒸処理業務	展示品の品質保持		展示品の燻蒸 2 年に 1 回程度

※内容については、本業務の目的が達成される範囲内で変更することは可能です。